

映像利用規程

WE リーグ公式試合の映像は、「プロパティ映像」として、WE リーグが管理し、WE リーグから委託を受けた（株）Ｊリーグ マルチメディアカンパニー部門 映像担当（以下（株）Ｊリーグ 映像担当）で一元管理・保存・販売をします。（株）Ｊリーグ 映像担当では、WE リーグ主催の試合・イベント、WE クラブが参加するその他の試合等の記録保持ならびにサッカー振興の一環として、質の高いサッカー映像の提供サービスを行います。

プロパティ映像の定義

プロパティ映像とは、その利用に際して WE リーグから委託を受けた（株）Ｊリーグによる許諾の必要な以下の映像をいいます。尚、プロパティ映像を利用する方法は「一次利用」と「二次利用」に大別されます。

映像種別

- WE リーグが制作した映像
- 放映権取得局が、WE リーグとの放映権契約に基づいて制作した映像
- 放送局がニュース／スポーツニュース番組での利用を目的に、取材ルールに基づき制作した映像（以下「ユニラテラル映像」といいます）
- 放送局がニュース／スポーツニュース以外の番組での利用を目的に、取材ルールに基づき制作した映像
- Ｊリーグ映像アーカイブセンター（以下「JAC」といいます）に保管された映像
- AD コントロール下で撮影された全ての映像

上記映像には、WE リーグの試合の映像だけでなく、スタジアム・競技場内等の撮影許諾が必要な管理エリアで撮影された映像（選手・監督会見、サポーター映像等を含みます）すべてが含まれます。

著作権について

- WE リーグが制作した映像の著作権はすべて WE リーグに帰属します。
- 放映権取得局が制作した映像の著作権は、当該放送局に帰属します。ただし、放映権契約に基づき WE リーグに提供した映像の運用は（株）Ｊリーグ 映像担当が窓口となって行うことが許諾されています。
- ユニラテラル映像の著作権は当該放送局に帰属します。ただし、ユニラテラル映像を利用する場合には、本規程に基づくものとします。

ニュース／スポーツニュース利用（報道利用）

WE リーグ公式試合の映像を、ニュース番組・スポーツニュース番組の中で、純然たるスポーツ報道を目的として使用することを、映像の報道利用といいます（報道一次利用・報道二次利用を含む）。

ニュース／スポーツニュース番組の判断

「ニュース／スポーツニュース番組」とは、放送局制作番組のうち、ニュース性の強い内容で構成され、定期的に放送される地上波または無料 BS 放送（NHK-BS を含みます）の番組をいいます。

（株）Ｊリーグ 映像担当へ申請後、許諾された番組のみが該当します。いわゆる「報道番組」、「情報番

組」は必ずしもこれに当てはまりません。

ニュース／スポーツニュース番組で、試合の結果報道を目的とする映像は、原則として、1試合あたり3分以内に限った映像利用とします。ただし、映像に含まれる試合の当日21時までは当日開催の全試合合計で3分以内に限った映像利用とします。

ニュース／スポーツニュース番組に該当するか否かは、文書にて（株）Jリーグへ申請後、WEリーグおよび（株）Jリーグ映像担当が判断します。

ニュース／スポーツニュース番組に該当しない場合は、しかるべき映像二次利用許諾料がかかるものとします。

試合の結果報道に関連しない内容での利用は、しかるべき映像二次利用許諾料がかかるものとします。

利用許諾の範囲

許諾対象は地上波及び無料BS放送のみで、その他CS放送や有料BS放送（NHK-BSを除きます）、ケーブルTV等の有料放送、インターネットメディアでの利用や、通信社による利用は許諾しません。ただし、ケーブルTVにおいて地上波及び無料BS放送、NHK-BS放送のサイマル放送と放送局が管理・運営するインターネットサイト上でのIPサイマル放送は許諾対象とします。

取材映像の交換

●放送局は、ニュース／スポーツニュース番組での利用を目的に制作したユニラテラル映像を、同一目的で利用する場合に限り系列局間での映像素材の交換を可能とし、ニュース／スポーツニュース番組以外の番組での利用は二次利用規程に従い利用許諾料がかかるものとします。

●ワイドショーや社会情報系などの情報番組については、この限りではありません

●クラブより提供を受けた素材については、使用を原則禁止しておりますが、試合以外の映像使用については、（株）Jリーグ映像担当へお問い合わせください。

●「中継利用」と「その他の利用」については（株）Jリーグホームページに掲載されている映像利用規程をご参照ください。

報道以外の利用（各種放送利用）

①サッカー専門番組（ハイライト番組）での利用

「サッカー専門番組（ハイライト番組）」とは、放送局制作番組のうち、内容がWEリーグ・WEクラブなどサッカーに特化されており、かつ定期的に放送されている番組をいいます。全ての「サッカー専門番組（ハイライト番組）」は事前に（株）Jリーグ映像担当への登録が必要になります。（株）Jリーグ映像担当に申請してください。

●原則として、地上波および無料BS放送（NHK-BSを含みます）に限ります。ただし、ケーブルTVでのサイマル放送及び放送局が管理・運営するインターネットサイト上でのIPサイマル放送は同様とします。

- シーズン開幕前、または番組の放送開始前に一括して登録申請を受け付けており、WEリーグおよび（株）Jリーグ映像担当からの承認が必要です。登録料（利用許諾料を含みます）および付帯メリットは別途案内します。
- 映像に含まれる試合の当日21時以降より、1試合あたり5分以内に限り利用可能です（当日21時以前には利用できません）。試合終了後24時間経過後は、1試合あたり10分以内の利用が可能です。

②クラブ応援番組での利用

「クラブ応援番組」とは、放送局制作番組のうち、内容が特定の地域のWEクラブに特化されており、かつ定期的に放送されている番組をいいます。全ての「クラブ応援番組」は事前に（株）Jリーグ映像担当への登録が必要になります。（株）Jリーグ映像担当に申請してください。

- 原則として、地上波および無料BS放送（NHK-BSを含みます）に限ります。ただし、ケーブルTVでのサイマル放送および放送局が管理・運営するインターネットサイト上でのIPサイマル放送がある場合は同様とします。
- シーズン開幕前、または番組の放送開始前に一括して登録申請を受け付けており、WEリーグおよび（株）Jリーグ映像担当からの承認が必要です。登録料（利用許諾料を含みます）および付帯メリットは別途案内します。
- 映像に含まれる試合の終了後より1試合あたり5分以内に限り利用可能です。ただし、試合終了後24時間経過後は、1試合あたり10分以内の利用が可能です。
- 当該地域をホームとするクラブに関係する試合に限ります。
- 試合当日に放送できる番組数に制限がありますので、詳細は（株）Jリーグ映像担当までお問い合わせください。

③優勝特番等での利用

「優勝特番等」とは、優勝クラブを決する試合、その他WEリーグが重要と認める試合（例えば、移籍前の最後の試合等）のうち、いずれかの試合に限って、試合当日に特別に編成される番組をいいます。原則として、料金体系はテレビ放送用の映像利用料の通りとします。Jリーグ映像申請システムにて（株）Jリーグ映像担当に申請してください。

- 原則として、地上波および無料BS放送（NHK-BSを含みます）に限ります。ただし、ケーブルTVでのサイマル放送および放送局が管理・運営するインターネットサイト上でのIPサイマル放送がある場合は同様とします。
- 映像に含まれる試合の終了後より、当該試合につき10分以内に限り利用可能です。
- 映像利用に関するその他の取扱いについては、別途（株）Jリーグ映像担当までお問合せください。

④上記①②③以外の番組での映像利用

Jリーグ映像申請システムにて（株）Jリーグ映像担当に申請してください。

放送局制作番組のうち、左記に定める「ニュース／スポーツニュース番組」、「サッカー専門番組」、「クラブ応援番組」および「優勝特番等」以外の番組（バラエティー番組等）をいいます。

●映像に含まれる試合の当日 21 時以降より 1 試合あたり 5 分以内の利用に限ります（当日 21 時以前は利用できません）。ただし、試合終了から 24 時間経過後は、1 試合あたり 10 分以内の利用が可能です。

●「試合結果報道を目的とした利用」については、映像に含まれる試合の当日 21 時から 1 週間以内に限って、利用許諾料を無料とします。その場合は、1 試合あたり 3 分までの利用とします。3 分以上利用する場合は通常の利用許諾料が発生します。

●「試合結果報道を目的とした利用」は、原則として事前申請を必要とします。放送内容が「試合結果報道」に該当するか否かは、(株) Jリーグ 映像担当までお問合せください。

※「試合結果報道」以外の利用となる場合は、上記期間内であっても、所定の利用許諾料が必要となります

●利用する映像の当該シーズン中は、原則として、地上波および無料 BS 放送（NHK-BS を含みます）での利用に限ります。ただし、ケーブル TV でのサイマル放送および放送局が管理・運営するインターネットサイト上での IP サイマル放送は同様とします。前シーズン以前の映像を利用する場合は、この限りではありません。

⑤有料 BS 放送、CS 放送、ケーブルテレビ等の有料放送

試合映像は原則としてご利用いただけません。

また、試合以外の映像（ウォーミングアップ、記者会見、ミックスゾーン）をご利用の際は、(株) Jリーグ 映像担当への事前申請と映像利用料のお支払いが必要となります。

●シーズンを通じて試合取材を行う場合は、映像利用の有無にかかわらずシーズン開幕前に (株) Jリーグ 映像担当への事前申請が必要です。

●映像に含まれる試合の当日 21 時以降より 1 試合あたり 5 分以内の利用に限ります（当日 21 時以前は利用できません）。ただし、試合終了から 24 時間経過後は、1 試合あたり 10 分以内の利用が可能です。

●ニュース／スポーツニュースまたは各種番組での映像利用料は後述の「テレビ放送用」をご参照ください

④の映像使用後は Jリーグ映像申請システムにて (株) Jリーグ映像担当にご報告ください。

通信利用

①インターネットコンテンツ・番組

「インターネットコンテンツ・番組」とは、利用者が放送局以外で、インターネット通信を介して IPTV、パソコン、タブレット、スマートフォン等で見られるコンテンツ・番組をいいます。利用者が映像を利用する際の料金の詳細は P27「テレビ放送以外」をご参照ください。

●映像に含まれる試合の当該シーズン中は原則として映像を利用できません。翌シーズン開始後に利用可能となります。

●映像の掲載期間は 1 年間とし、2 年目以降も利用する場合は 1 年間毎に再度申請を必要とし、その都度利用許諾料も発生します。

●海外からも視聴可能なコンテンツ・番組については、利用規程および利用許諾料が異なりますので、(株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

②その他

家電、デジタル配信端末、通信カラオケなど上記に含まれない通信における映像の利用については、別途 (株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

●映像使用後は Jリーグ映像申請システムにて (株) Jリーグ映像担当にご報告ください。

テレビ番組以外での利用 (商業利用含む)

①パッケージメディア利用

「パッケージメディア」とは、企業等が販売、宣伝、販促、教育用に製作するソフトのうち、有償・無償を問わず、ビデオテープ、DVD、Blu-ray ディスク、ビデオディスク、メモリースティック等の有形物に固定されるビデオソフトを含むものをいいます。

利用条件として、利用期限および複製本数を超えて複製することを禁止し、利用期限経過後は直ちにマスターテープを消去するものとします。ただし、利用期限の1ヶ月前までに (株) Jリーグ映像担当に対して文書にて再申請し、許諾が得られれば継続して利用することができるものとします。

②フィルム映画利用

映画館その他の場所において、公に上映する目的で製作されるフィルム製の映画をいいます。この使用許諾は、映画作品を上映後にビデオ化し、テレビ放送するまでを含みます。規定の映像利用料が発生します。ただし、インターネット上での配信については含まれないものとします。

③上映・再生利用

営利目的のイベント上映 (入場無料のイベントを含む) や、店頭や街頭、電車内モニター等の旅客サービスやホテル等の宿泊施設内の顧客サービス等で映像を上映・再生することをいいます。規定の映像利用料が発生します。

④広告・CM 利用

「コマーシャル」とは、媒体の種類を問わず、放送利用される広告主をスポンサーとする商業宣伝用コマーシャルのことをいい、放送事業に直接関係のない通信事業における CM やイベント等における告知スポットを含むものとします。(株) Jリーグ 映像担当に申請した上で使用の可否が決定され、規定の映像使用料が発生します。テレビコマーシャルに映像を用いる際は、放送エリアに応じて利用許諾料を徴収いたします。(料金の詳細は P27 参照) インターネットにおいてバナーや動画 CM 内に映像を利用する場合は、視聴可能エリアや掲載期間により利用許諾料が異なりますので、(株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

ビデオパッケージや DVD などのパッケージメディア内で映像を利用する「パッケージメディア内広告 (コマーシャル)」、劇場やスタジアム大型映像装置等で映像を利用した CM を流す「上映・再生メディア内広告

(コマーシャル)」については(株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

⑤ 静止画利用

● テレビ利用

利用許諾料は、放送利用の規程に準じます。

利用尺は静止画の露出時間とします。

● 紙媒体利用

動画を静止画にして紙媒体にて利用する際の利用許諾料は、パッケージメディアにおける利用料金に準じて1秒当たりの利用とみなし、利用許諾料を徴収いたします。

⑥ 音声利用

● テレビ利用

利用許諾料は、放送利用の規程に準じます。

● ラジオ・IP ラジオ利用

利用許諾料は、放送利用規程の料金体系の「地上波・その他」の料金に準じます。

⑦ 海外番組

海外番組に「映像」を利用する場合は、(株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

⑧ パブリックビューイング

有償・無償のイベントにかかわらず、公衆の場に大型モニターを設置し、「映像」を試合と同時に拡大上映・再生する場合の利用許諾料は、原則として1会場につき次の通りとします。料金の詳細は後述「テレビ放送以外」をご参照ください。パブリックビューイングの実施には制限があります。(株) Jリーグ 映像担当にお問い合わせください。

● テレビ番組以外での利用(商業利用含む)での映像利用料は後述の「テレビ放送以外」をご参照ください

● 映像利用後はJリーグ映像申請システムにて(株) Jリーグ 映像担当にご報告ください

映像使用における禁止事項

● 個人で録画した映像利用

個人がビデオ、DVD等、PC・スマートフォン等に収録した映像を、有料・無料にかかわらず、配布したり、公の場で放映することは禁じられています。

● サッカーやWEリーグに関わる個人・団体を誹謗・中傷する目的で行うあらゆる媒体での映像使用

映像利用料（テレビ放送用）

テレビ放送用 [税抜き]

分類	基本料金／1試合
地上波全国	30,000 円
関東単・BS	20,000 円
その他	10,000 円

素材提供費 [税抜き]

分類	料金
フルマッチ（1試合すべて）	30,000 円
サマリー（10～20分のハイライト）	15,000 円
抜き素材（検索含）	20,000 円

映像利用料（テレビ放送以外）

インターネット番組・コンテンツ [税抜き]

基本料金/試合	1秒当たりの利用料
30,000 円	1,500 円

注意事項

●許諾期間は1年間です。延長する場合は、1年単位で申請・更新（別途利用許諾料発生）が必要となります。

パッケージメディア利用 [税抜き]

基本料金/試合	1秒当たりの利用料
60,000 円	3,000 円

フィルム映画利用 [税抜き]

基本料金/試合	1秒当たりの利用料
100,000 円	10,000 円

上映・再生利用 [税抜き]

期間	基本料金/試合	1秒当たりの利用料
3日以内		200 円
7日以内	60,000 円	300 円
1ヶ月以内		400 円

期間	基本料金／試合	1秒当たりの利用料
6ヶ月以内		1,600円
1年以内		2,000円

注意事項

- 利用日数及び利用秒数が極端に少ない場合、あるいは、フルマッチで利用する場合はお問合せください。

広告・CM利用 [税抜き]

	分類	料金／1ヶ月	料金／1クール
テレ ビ	全国	600,000円	1,800,000円
	関東	500,000円	1,500,000円
	近畿	400,000円	1,200,000円
	名古屋・北海道・福岡	300,000円	900,000円
	その他エリア	200,000円	600,000円
	インターネット	200,000円	600,000円
テレ ビ以 外	OOH (交通広告・屋外広告)	200,000円	600,000円
	その他	200,000円	600,000円

注意事項

- 利用許諾料は利用する試合数に関わりなく上記のように設定されます。
- 「コマーシャル」の利用期間が極端に短い場合には、利用許諾料を減額しうるものとします。
- 同一分類内であれば複数メディアでの利用が可能です。

紙媒体における動画の静止画利用 [税抜き]

基本料金／試合	1秒当たりの利用料
60,000円	3,000円

パブリックビューイング [税抜き]

基本料金／会場・試合
300,000円

素材提供費 [税抜き]

分類	料金
フルマッチ（1試合すべて）	1試合あたり 30,000円
サマリー（約10～20分のハイライト）	1試合あたり 15,000円
抜き素材（検索含）	1試合あたり 20,000円

備考

- 素材：お渡しするメディアはXDCAM、データ等での納品が可能です。フォーマットについてはフォーマット確認表をご覧ください。

- 映像：（株）Ｊリーグ 映像担当で管理している試合映像は原則、中継映像の白素材となります。
- 期間：お申込日から３営業日後の夕方出来上がりです。
- 最新の素材の場合は、（株）Ｊリーグ 映像担当に納品されてから３営業日後の夕方出来上がりです。営業日は土日祝日を除きます。それ以前に入手希望の場合は別途ご相談ください。（特急料金は５,０００円～２０,０００円）
- 受渡：Ｊリーグ映像アーカイブセンター（麴町）への来社（バイク便可）、または着払い宅急便にてお送りいたします。
- 返却：Ｏ.Ａ.終了後１週間以内にＪリーグ映像アーカイブセンター（麴町）へ返却してください（郵送可）。